

平成 25 年第 12 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 25 年 11 月 19 日(木曜日)午前 10 時 45 分
- 2 場 所 徹明公民館 講堂
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
島塚事務局長、丸山教育施設課長、服部学校指導課長、
水谷少年センター所長、藤村大洞幼稚園長、小栗学校保健課長、
種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、石原図書館長、
小森科学館長、黒田歴史博物館長、松村青少年教育課長、
林中央青少年会館長、上松市民体育課長、長谷川教育政策課政策係長、
永井教育政策課庶務係長、後藤教育政策課副主査
- 5 職務のために出席した事務局の職員
鵜飼教育政策課主幹、波賀野教育政策課主任主事、河原教育政策課主事、
小川教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第 1 開会
 - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第 3 会議録署名者の指名
 - 第 4 諸般の報告
 - (1) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について (学校指導課)
 - (2) 長良川中流域における岐阜の文化的景観の重要文化的景観の選定に係る答申について (社会教育課)
 - (3) 企画展「ちょっと昔の道具たち」、「企画展 栄三・東一と生き物たち」、「奥村 晃史 展」について (歴史博物館)
 - 第 5 議事
 - ※ (1) 第 71 号議案 岐阜市子ども・若者総合支援センター条例制定に関する教育委員会の意見について (教育政策課)
 - ※ (2) 第 72 号議案 岐阜市子ども・若者自立支援教室条例制定に関する教育委員会の意見について (少年センター)
 - (3) 第 73 号議案 岐阜市少年センター条例の一部を改正する等の条例制定に関する

- 教育委員会の意見について（少年センター）
- (4) 第74号議案 岐阜市青少年会館条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について（中央青少年会館）
- (5) 第75号議案 岐阜市屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について（市民体育課）
- (6) 第76号議案 岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について（教育政策課）
- ※(7) 第77号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について（学校保健課・歴史博物館）

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午前10時45分開会開議

○後藤委員長 只今から、平成25年第12回教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。傍聴希望者はいらっしやらないということですので、お手元にあります議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告3件、議事のうち、議案7件となっています。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

（全委員の挙手あり）

○後藤委員長 では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

○長谷川教育政策課政策係長 諸般の報告が3件ございますが、そのうち「岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について」ご説明申し上げます。別冊1をご覧ください。認定した要保護及び準要保護児童生徒数を年間3回の認定ごとにご報告申し上げます。認定した児童生徒に対して、学校生活に必要な経費

等を支給しています。3ページのグラフをご覧ください。平成14年度以降の推移を記載しています。平成25年度の数値は、第1期と今回の第2期までの合計値であり、今後、第3期分が加わることとなります。ご覧のとおり昨年度と比較し、大きな変化はありません。

次に、表紙に議事日程が記載されている資料をご覧ください。「長良川中流域における岐阜の文化的景観の重要文化的景観の選定に係る答申について」社会教育課長からご説明申し上げます。

○内堀社会教育課長 11月15日付で、長良川中流域における岐阜の文化的景観の重要文化的景観の選定に係る答申を受けましたので、ご報告申し上げます。2ページをご覧ください。長良川中流域における文化的景観の概要については、記載のとおりです。重要文化的景観における都市の選定は、金沢市、宇治市に次いで、全国で3番目となります。3ページをご覧ください。この地図中の太線で囲まれた範囲が重要文化的景観の選定の範囲です。面積は、331.9haあり、金華山や長良川、岐阜の金華地区、鶯飼屋地区等が選定されています。

続きまして、6ページをご覧ください。重要文化的景観に選定されることのメリットは、文化的景観の重要な構成要素として選ばれたものに対し、国の補助を受け、修理等を行うことができます。その場合、対象となるものの所有者が費用の半分を、国がもう半分を負担します。選定されれば、市の負担がないというメリットがあります。7ページをご覧ください。今後の予定ですが、国は、今回の答申を受け、早ければ、来年の2月から3月頃に重要文化的景観の選定に係る告示を行い、そこで正式に国の重要文化的景観に選定される見込みです。選定された場合、来年度には、文化的景観の整備計画や修理補助のための分担金条例の制定を行い、平成27年度を目標として実際の修理事業等に着手したいと考えています。

○長谷川教育政策課政策係長 9ページ以降に、歴史博物館の企画展のご案内を掲載していますので、ご覧ください。よろしく申し上げます。

○後藤委員長 只今の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

○小野木委員 要保護及び準要保護について、要保護児童生徒数は、増加していますか。全体の児童生徒数が減少している中、要保護児童生徒数が増加しているとすると、要保護児童生徒数の全体に占める割合は、上昇しているということになりますが。

○**服部学校指導課長** 1ページをご覧ください。今回、第2期の申請において要保護児童生徒に認定された人数は、20人です。資料が若干見づらいですが、増加しています。

○**小野木委員** 岐阜市の求人倍率は上昇していますので、就労の環境が良くなっていますが、このデータを見ている限りでは逆のようです。

○**服部学校指導課長** まだ第3期を残していますが、認定数は昨年度の数値に近づいてきています。

○**中島委員** 要保護及び準要保護児童生徒の地区別の割合を掲載していただいています。3ページのグラフにも児童数全体に対する割合を載せてください。先ほどの話にあった問題点なども明らかになると思います。要保護の児童生徒数が前年度の数値を超えています。全体の数値だけを見ますと、前年度とあまり変わっていないように見えます。しかし、全児童生徒数に対する要保護や準要保護の児童生徒数の割合は上昇しているのではないのでしょうか。図表を工夫していただけると良いと思います。

○**後藤委員長** 4ページや5ページの表の右端に、全児童生徒数に対する各地区の割合の欄がありますので、その隣に昨年度の割合が記載されていれば、分かりやすいですね。

○**中島委員** 数値が大きく変わった校区はありますか。

○**服部学校指導課長** 校区ごとに確認して、後日、状況をご連絡いたします。

○**後藤委員長** 全児童生徒数に対する割合が20%を超える学校が多いですね。

○**中島委員** 橋は、長良川中流域の文化的景観の中に含まれていますか。

○**内堀社会教育課長** 一部入っているものもあります。

○**中島委員** 資料を見ると長良橋は入っていませんが、どの橋ですか。

○**内堀社会教育課長** 川原町と金華地区を結んでいる霞橋等の小さな橋です。景観を構成する重要な橋です。

○**島塚事務局長** 岐阜市は、宇治市と金沢市に次いで3番目に都市の重要文化的景観に指定されます。非常に文化的な価値があります。最終目的は、鶺鴒のほか、周辺の景観や鶺鴒匠の技術等を併せた長良川鶺鴒文化をユネスコ無形文化遺産に登録することです。今回の指定は、目標とするユネスコ無形文化遺産登録への前進となります。

○**後藤委員長** 指定されるまでの経緯を教えてください。

○**内堀社会教育課長** 価値付けに大変時間を要しました。長期にわたる、景観を構成する要素の所有者、地元の方との協議や、文化的な景観の探索を積み重ねてきました。その結果として今回の答申を受けることができました。

○**島塚事務局長** 平成17年から取り組んでいます。

○**中島委員** 観光に繋がると良いですね。

○**内堀社会教育課長** 観光にも寄与できよう努めたいと思います。

○**後藤委員長** では、諸般の報告については、ほかによろしいでしょうか。

続きまして、議事日程の第5の議事に移りたいと思います。第71号議案から第76号議案まで、事務局より一括してご説明をお願いします。

○**長谷川教育政策課政策係長** 議事日程が記載されている資料の13ページをご覧ください。まず第71号議案から第73号議案までまとめてご説明申し上げます。先月、少年センター所長から総合支援センターの機能についてご説明申し上げましたが、本日は、今回上程している条例案の内容についてご説明申し上げます。13ページの上段にあるように、総合支援センターに備える機能は、現在、子ども家庭課が所掌する「家庭児童相談に関すること」、発達相談センターが所掌する「心身の発達の支援に関すること」、教育委員会の少年センターの所掌する「相談、指導に関すること」です。これらの事務事業を15ページの子ども・若者総合支援センター条例により一元化し、来年4月から総合支援センターを開設します。なお、総合支援センターの開設に伴い、福祉部が設置している発達相談センターと教育委員会が設置している少年センターを、来年4月1日をもって廃止します。併せて、福祉部と教育委員会が設置している幼稚園内のことばの教室についても、事務事業の一元化を図ります。13ページの左下に「幼児支

援教室条例」とあるように、来年4月以降、対象年齢その他支援の提供の一元化を行うものです。また、右下の「子ども・若者自立支援教室条例」は、現在少年センター内に設置している「適応指導教室サルビア」と「学びの部屋」を融合した「子ども・若者自立支援教室」を規定するものです。子ども・若者自立支援教室は、不登校の児童生徒だけではなく、一旦義務教育から離れたものの、学び直したいと考える子ども・若者を対象にする予定です。第71号議案から第73号までは以上です。

21ページをご覧ください。第74号議案岐阜市青少年会館条例の一部を改正する条例について、現在京町にある中央青少年会館を総合支援センターと同じ敷地内の明德町に移転するための改正です。移転に伴い、所在地や提供する施設に変更があるため、使用料を規定し直すものです。移転後の中央青少年会館においても従来と同じサービスを提供する予定であり、使用料は原則として移転前と同程度としています。

25ページの第75号議案「岐阜市屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定に関する教育委員会の意見について」、条例に新たに島西運動場と諏訪山運動場の規定を追加するものです。島西運動場は人工芝の敷設を行い、諏訪山運動場は駐車場整備を行ったところです。諏訪山運動場については、かつて学校用地として取得しており、暫定的に運動場として供用していましたが、学校用地として用いる見込みが当面ありませんので、運動場として改めるものです。また、島西運動場は、北西部運動公園の使用料等を参照して定めています。

29ページの「岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について」教育政策課庶務係長からご説明申し上げます。

○永井教育政策課庶務係長 第76号議案「岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について」30ページをご覧ください。11月補正予算に計上する小中学校のエアコン整備事業について、今年度は、国の補正予算を活用し、中学校22校と小学校4校、合わせて26校の整備を進めています。国の臨時交付金を活用しており、平成26年の3月までに工事を完了する必要があるため、先ほどの26校のうち中学校6校と小学校4校は、1期工事と来年度施行する2期工事に分けて進めます。今回、補正予算に計上するのは、その2期工事の費用です。来年の夏にエアコンが使用できるよう工事を完了させるために、今月中に契約を締結し、来年3月に着工できるように進めていきたいと考えています。11月の市議会では、工事費に2億1,500万円、工事管理費に860万円、合計2億2,360万円を予算案として上程します。

続きまして、31ページをご覧ください。市立幼稚園の再編に伴うスクールバスの運行業務について、下段②に記載のとおり「卒園までの3年間の教育を保証

する」という基本的な考えのもと、今年度末に廃止する大洞幼稚園の在園児を転園先の岐阜東幼稚園に送迎することとしています。資料中段の表にある平成25年度の大洞幼稚園の園児数は、3歳児が4名、4歳児が7名であり、添乗員を兼ねた幼稚園の先生1名を加えた計12名をマイクロバスで送迎します。今回、来年の4月当初からスクールバス運行できるように、今年度中に契約を締結する必要があるため、600万円を予算計上します。

続きまして、32ページをご覧ください。(仮称)柳津体育館建設事業について、今年度の当初予算に用地購入費と土地の造成工事費を計上しています。用地の購入については、土地収用法に基づく県の事業認定が予定より4か月程度遅れ、33ページの④の購入用地については、現在交渉中であること、⑤の購入用地については、相続税の納税猶予解除の手続きが平成26年度までずれ込み、平成25年度内の用地購入が困難なことから、現在、仮契約の締結が済んでいる①から③の土地について、11月議会に財産の取得議案を上程する予定です。また、当初の予定よりも用地の取得が遅れたため、土地造成工事についても年度内に完了することが困難になったことを受け、今回、造成工事費6,400万円と先程の用地⑤の取得費の合計9,379万円の繰越明許をお願いするものです。なお、④と⑤の残りの2筆については、3月議会に取得議案を上程する予定です。

○後藤委員長 第71号議案から第76号議案まで簡潔にご説明いただきましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

○中島委員 エアコンの設置順序は、どのように決めていますか。

○永井教育政策課庶務係長 1年間で全ての小中学校に設置することはできません。小学校から整備した場合、整備前に中学校の生徒が卒業して、エアコンの恩恵を受けられないため、中学校から先に整備するという方針で進めています。

○島塚事務局長 エアコンの設置に当たっては、岐阜市内に限らず、様々な業者に当たりました。名古屋市や岐南町などで既にエアコンを設置する事業が始まっており、岐阜市内の69校にエアコンを設置する事業を受けることのできる業者がおらず、最大26校しか設置できない状況でした。中学校22校を選んだ理由は、先ほど永井が申し上げたとおりです。残り小学校4校は、自衛隊基地の周辺地区である長森東小学校、長森西小学校、長森南小学校、長森北小学校の4校を選びました。この26校は、平成26年の夏から使用できるように進め、残りの43校については、来年度の当初予算に計上し、平成27年の夏から使用できるよ

うに進めています。

○後藤委員長 13ページの総合支援センターについて、センター長は、教育委員会と福祉部のどちらの部局から配置されますか。

○島塚事務局長 組織が正式に決まっているわけではありませんが、現在、関係部局との協議の中で、学校との連携を円滑に行うために、教育委員会の職員や指導主事をセンター長とする案があります。教育委員会は、人事当局に対し、そのように要望しています。

○中島委員 新しい部局を作るようなことが新聞記事に載っていましたが。

○島塚事務局長 13ページにありますように、教育委員会所管と福祉部所管を合わせるので、新しい組織ができるという意味合いだったと思いますが。ただ、教育委員会との連携は非常に密接でございますので、申し上げたとおり責任者やその次席は、教育委員会の者が携わるように申し入れを行っています。

○後藤委員長 柳津体育館は、合併前からあったものですか。

○島塚事務局長 柳津町との合併協議の中で、今回の体育館のような施設を作ることが決められています。

○中島委員 17ページの若者自立支援教室条例の第2条で「不登校児童等」を説明していますが、「15歳以上18歳以下の就学をしていない者」とは、いわゆる高校に通っていない者ということですね。こうした子どもたちに、社会に出る第一歩として、センターを利用してほしいということは分かりましたが、「不登校児童等」何かの理由で学校へ行けない子どもだけが対象になるように思われます。15歳以上18歳以下で就学していない子どもたちが「等」に含まれると理解することは、難しいではありませんか。

○水谷少年センター所長 先ほど申し上げましたが、総合支援センターでは、高校に就学していない子どもも対象となります。また、高等学校に就学したものの修学意欲をなくすなど、いわゆる高校生活の不適応を起こすような子どもも対象としています。学習支援や興味関心に沿ったプログラムを提供することで、再び高校に通うことや社会的自立を支援することを考えています。

○**中島委員** 大切なことだと思いますので、「等」に含めるのはどうでしょうか。今回のように説明を受けると「不登校児童等」の「等」にそうした子どもたちが含まれると分かりますが、一般的には理解が難しいと思います。

○**早川教育長** そうした子どもたちを総称してどのように呼ぶのですか。

○**中島委員** 難しいですね。

○**水谷少年センター長** 今回の条例案とは別にリーフレットや要項などを作成します。利用者に具体的で分かりやすい説明をするように配慮したいと思います。

○**長谷川教育政策課政策係長** 条例案を作成するに当たって、従前の「不登校生徒適応指導教室」としないで、「若者自立支援教室」としました。従来と異なる施設であることを明確にしています。「等」というのは、法制執務上の一般的な扱いですが、対外的には利用者として、どちらが主ということではなく、それぞれの方に同じように利用していただけるということをアピールしていきます。

○**後藤委員長** ほかにないようですから採決に移ります。第71号議案から第76号議案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

○**後藤委員長** ご異議ないようですので、第71号議案と第76号議案については原案のとおり決することとします。

続きまして、次回の会議の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、12月20日金曜日の午前9時30分から、木之本小学校にて行いますので、皆さま、よろしく申し上げます。

それでは、秘密会形式での審議に移ります。

(削除)

○**後藤委員長** それでは、閉会します。ありがとうございました。

午前11時45分閉議閉会